

住民訴訟における権利放棄の議決

1 はじめに

(1) 地方自治法第242条の2が規定する住民訴訟とは、地方公共団体の住民が、地方公共団体の執行機関や職員の財務会計上の行為について、違法であるとして提起する訴訟であり、換言すれば、地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立した場合に、裁判所にその当否、可否の判断を求める訴訟である。

(2) なかなく、地方自治法第242条の2第1項第4号が規定する「当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求」は、正に地方公

共団体職員の個人責任が問われるものであり、国家賠償法が、いわゆる公務員個人の無答責原則の下に制定されていることとの対比からしても、重大なものと言わなければならぬものである。

(3) 改めて述べるまでもなく、地方公共団体は正に種々の活動を行っているのである。結果論だけからすれば、誤った判断の下に行動したと判断されたとしても、そのことのみを理由に地方公共団体職員の個人責任、なかなく法的個人責任が問われる、とされるのであれば、長や職員への萎縮効果が生ずることとなるのである。

(4) 本稿で紹介する最高裁平成24年4月23日第二小法廷判決（民集66巻6号2789頁）は、住民訴訟と地方自治法第96条第1

項第10号の権利放棄議決に関して判示されたものであり、住民訴訟に関して決して看過されてはならないものであるので紹介する次第である。

2 事案の概要

(1) 原告は、栃木県さくら市（平成17年3月28日に、旧氏家町と旧喜連川町とが合併したものの）の住民であり、被告はさくら市の市長である。

(2) 旧氏家町は、水道施設の拡張整備を必要が生じたとして、平成10年、栃木県知事から水道事業経営変更の認可を受けた（以下、この認可を受けた事業に係る計画を「本件拡張計画」という）。本件拡張計画によれば、平成12年までに浄水場用地

を確保し、平成16年度までに浄水施設を設置する予定であった。また、新たな浄水場の用地としては、既存の浄水場や既設の7か所の取水井と近接していること等の条件を満たすことが望ましいとされていた。

(3) 本件拡張計画に係る用地の確保は平成12年の予定より遅れていたところ、町は、平成15年11月頃、以前の候補地の一つに隣接する第1審判決別紙第1物件目録記載の土地建物等が競売に付されているという情報を得て、その所有者に任意売却の打診をしたが、断られた。

(4) 当時の町長であった参加人Aは、平成16年3月2日、町議会に対し、浄水場用地の購入費として3億円を計上した平成16年度水道事業会計予算を提出し、町議会はこれを議決した。なお、町には、水道事業について管理者が置かれておらず、管理者の権限は町長が行うものとされていた。

(5) 参加人Bは、本件競売物件に係る競売の手続に参加し、平成16年5月18日、開札の結果、第1審判決別紙第1物件目録1ないし11記載の土地（評価額2119万円）を2165万円、同目録12記載の土地及び同目録13記載の建物（評価額2404万円）を2300万円で競売した。

(6) 参加人Bは、上記競売の過程で、町が

本件競売物件の周辺に浄水場を設置する計画を有していることを知り、開札期日の後、町役場を訪れ、本件競売物件の町への売却を申し入れたが、その際、本件競売物件を約4500万円で取得したこと、更地の売却価格として7000万円程度を考えていること、本件競売物件の一部を前所有者に坪5万円で売るつもりであることなどを述べた。

(7) そこで、町の水道課は、第1審判決別紙第1物件目録1ないし11記載の土地及び同目録12記載の土地の一部が前記(2)の条件を満たしていること、地権者が1名であることから効率的に取得交渉を進めることができることなどを考慮し、本件土地を取得する方針を決定した。

(8) 町では、公共用地の取得等については、関係各局課の局長によって構成される土地問題対策会議において検討することとされており、平成16年6月3日、同会議が開かれ、本件土地を浄水場用地として取得するか否かが付議され、本件土地の所有者である参加人Bがその更地の価格は7000万円程度であって隣接する土地を坪5万円で前所有者に売るつもりであると述べていることなどが担当者から説明され、意見交換や質疑等が行われた上で、本件土地の取得

に向けて水道課において検討を進めることとし、具体的な代金額等が明らかになれば同会議を開いて再度議論することとなった。

(9) 町は、平成16年7月6日、参加人Aの友人の不動産業者を介し、不動産鑑定士であるCに対して本件土地の不動産鑑定を依頼した。

(10) 不動産鑑定士Cは、同年8月10日、本件土地の価格を2億7390万円（1㎡当たり3万3300円に地積を8225・12㎡として算定したもの）とする不動産鑑定評価書を町に交付した。本件鑑定は、約195㎡ないし272㎡のほぼ正方形の住宅地を取引事例比較法の対象とし、347㎡のほぼ正方形の住宅地に係る公示価格を参考として標準価格を設定した。

(11) 参加人Bは、同月頃、本件鑑定を踏まえ、町に対し、本件土地の代金について2億6500万円の要求額を提示した。

(12) 町では、平成16年8月18日、土地問題対策会議が開かれて本件土地を浄水場用地として取得する件について審議され、本件鑑定の鑑定評価額及び参加人Bから提示された代金額等が報告されたところ、以前に報告された7000万円程度という価格と異なる理由についての質問や、交渉でもう少し下がるのではないかと意見もあつ

たが、最終的に、同会議では本件土地を取得する方向で進めることで異議がないという結論が出された。また、町は、同日、庁議を開催し、参加人Bが提示した2億6500万円が本件土地を取得するという方針を決め、町議会の全員協議会に報告することとなった。

(13) 参加人Aは、平成16年8月31日、全員協議会において、本件土地について、本件鑑定の評価額、参加人Bから提示された代金額、参加人Bが競落した価格等を報告したところ、町議会議員からは、鑑定評価額や代金額が高額に過ぎる等の意見が出された。これに対し、参加人Aは、回答が遅れば売買自体の成立が難しくなるなどと回答したが、再度交渉してその結果を全員協議会に報告することとなった。

(14) 町は、平成16年9月1日、参加人Bから本件土地の代金について2億5000万円の要求額の提示を受けた。参加人Aは、同月6日、全員協議会において再度報告し、町議会議員からは、坪当たり10万円の価格は住民に受け入れられるのかとの意見が出される一方で、不動産鑑定士が鑑定した価格となればやむを得ないのではないか等の意見も出され、参加人Aは、時期的な問題もあるがこの価格で契約させてもらいた

いと述べた。その後、町議会議員の1人が、参加人Bと別途自ら交渉したが、代金額を下げることはできなかった。

(15) 参加人Aは、平成16年9月21日、町を代表して、参加人Bとの間で、本件土地を代金2億5000万円で購入する旨の売買契約を締結した。

(16) 町は、平成17年3月28日に旧喜連川町と合併し、市が設置されて町の権利義務を承継し、町長であった参加人Aは市長となり、同21年4月頃までその任期を務めた。

(17) 原告からの本件鑑定は不当である旨の申出を受けて、社団法人D協会は、平成20年3月18日、Cに対し、同協会の定款に基づき、本件鑑定は、対象の土地についての確認調査を怠り、評価の前提となる条件設定の妥当性を無視し、必要な減価修正についても十分に検討していない極めて不十分なものであるとの理由で、6か月間の会員権停止処分をした。

(18) 原告は、平成17年12月14日、参加人Aは、取得の必要が高くない本件土地につき必要な手続を履践せず極めて性急にその取得を決定し著しく高額な代金額で取得したものであるから、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであり、本件契約締結行為は違法であって、本件売買の代金額

と適正な代金額との差額が町の損害となり、参加人Aはその賠償責任を負うと主張して、本件訴訟を提起した。

3 第1審・宇都宮地裁平成20年12月24日判決（判例地方自治3335号22頁）

(1) 原告の求めた裁判

被告は、参加人A及び参加人Bに対し、連帯して1億2192万円及びこれに対する平成17年1月15日から支払済みまで年5分の割合による金員をさくら市に支払うよう請求せよ。

(2) 宇都宮地裁判決主文

① 被告は、参加人Aに対し、1億2192万円及びこれに対する平成17年1月15日から支払済みまで年5分の割合による金員をさくら市に対し支払うよう請求せよ。

② 原告のその余の請求を棄却する。

③ 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

(3) 宇都宮地裁の判示

① 参加人Aに対する請求（損害賠償請求）について

ア 本件土地取得の妥当性について

「氏家町が、具体的な売却申入れがあった本件土地につき、これを取得す

る必要があると判断したことには合理性、妥当性があつたといえる。また、氏家町は、本件土地の取得を決定するにつき、土地問題対策会議を開催して決定しており、参加人Aの独断専行ともいえない。したがって、上記の原告の主張はいずれも採用できない。」

イ 本件土地の取得価格について

(ア) 氏家町が根拠とした不動産鑑定士(C)の鑑定評価書(C鑑定。金額2億7390万円)

「C鑑定は、(略)基本的な調査が不十分であることからすると、到底、その鑑定結果をもって本件土地の適正価格と認めることはできない。」

(イ) 原告提出の不動産鑑定士(E)の鑑定評価書(E鑑定。金額7950万円)

「E鑑定は、鑑定評価額の決定において、比準試算価格及び開発法による試算価格を再検討して、各価格の特性を考慮した結果、比準試算価格を標準に、開発法による試算価格を参考として鑑定評価額を決定している。これらの鑑定の各過程からすれば、E鑑定による鑑定評価額は、適切かつ合理的な鑑定手法を用いた妥当なものであると認められる。」

ウ 参加人Aの過失について

「本件売買代金は、合理性や妥当性ある方法で形成されたものとはおおよしい難く、適正価格の約3・29倍と著しく過大であり、氏家町における本件土地取得の目的や必要性等を総合考慮してみても、地方公共団体の財政の適正確保の見地から到底看過することができないから、参加人Aが、本件土地を2億5000万円取得するとして決定は、社会通念上著しく合理性、妥当性を欠き、地方公営企業の管理者に与えられた裁量を逸脱、濫用したものである。」

したがって、参加人Aが本件売買を締結したことは、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項の観点から違法であると認められる。そして、上記認められる本件事実経過から、参加人Aに過失があつたことは明らかである。」

② 参加人Bに対する請求(不当利益返還請求)について

「本件売買が無効であることを前提に、参加人Bが法律上の原因なく本件売買代金相当額の利得を受けたとする原告の主張は採用できないから、参加人Bに対する不当利得返還請求の義務付けを求める

原告の請求は理由がない。」

4 第2審・東京高裁平成21年12月24日判決(判例地方自治335号10頁)

(1) 被告(控訴人)は、参加人Aに対する請求が認容されたので控訴した。

(2) 控訴審における争点は、参加人Aに過失が認められるか否か等であつたが、控訴審は、平成21年7月14日、口頭弁論を終結し、判決言渡期日を同年9月29日と指定した。

(3) しかし、さくら市議会は、平成21年9月1日に、参加人Aに対する損害賠償請求権を放棄する旨の議会議決(議員提案。賛成16、反対5)をなしたので、控訴人は、同日、口頭弁論再開の申立てをなし、控訴審裁判所は、同年10月29日を口頭弁論期日として指定した。

(4) 控訴人は、上記10月29日の口頭弁論期日において、議会議決の存在を主張、立証し、参加人Aに対する損害賠償請求権が消滅した旨を主張し、控訴審は同日、結審した。

(5) それ故、控訴審における中心的争点は、議会議決によりさくら市の参加人Aに対する損害賠償請求権が消滅したか否か、という点になった。

(6) 東京高裁判決主文

① 本件控訴を棄却する。

② 控訴費用（補助参加費用を含む）は、控訴人の負担とする。

(7) 東京高裁の判示

① 参加人Aに対する請求について

「当裁判所も、控訴人が参加人Aに対して、不法行為に基づく損害金1億2192万円及びこれに対する平成17年1月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するように求めた被控訴人の請求は、理由がある」と判断する。その理由は、次項以下において、当審における当事者の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。」

② 市議会の権利放棄の議決について

ア 「地方自治法96条1項10号に基づく権利の放棄の可否は、議会の良識にゆだねられているものではあるが、裁判所が存在すると認定判断した損害賠償請求権について、これが存在しないとの立場から、裁判所の認定判断を覆し、あるいは裁判所においてそのような判断がなされるのを阻止するために権利放棄の決議をすることは、損害賠償請

求権の存否について、裁判所の判断に対して、議会の判断を優先させようとするものであって、権利義務の存否について争いのある場合には、その判断を裁判所に委ねるものとしている三権分立の趣旨に反するものというべきであり、地方自治法も、そのような裁判所の認定判断を覆す目的のために権利放棄の議決が利用されることを予想・認容しているものと解することはできない。」

イ 「したがって、本件議決は、地方自治法により与えられた裁量権を逸脱又は濫用したものととして違法無効なものというべきであり、本件議決により参加人Aに対する損害賠償請求権は消滅するものではない。」

5 上告審・最高裁平成24年4月

23日判決(民集66巻6号2789頁)

(1) 被告(上告人)は、第2審判決に対し、上告した。

(2) 最高裁は、上告受理申立を受理した上、権利放棄の議決の適法性に関し判示した。

(3) 最高裁判決主文

① 原判決を破棄する

② 本件を東京高等裁判所に差し戻す。

(4) 最高裁の判示

① 基本的な考え方について

「(1) 地方自治法96条1項10号は、普通地方公共団体の議会の議決事項として、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」を定め、この「特別の定め」の例としては、普通地方公共団体の長はその債権に係る債務者が無資力又はこれに近い状態等にあるときはその議会の議決を経ることなくその債権の放棄としての債務の免除をすることができる旨の同法240条3項、地方自治法施行令171条の7の規定等がある。他方、普通地方公共団体の議会の議決を経た上でその長が債権の放棄をする場合には、同法その他の法令においてこれを制限する規定は存しない。

したがって、地方自治法においては、普通地方公共団体がその債権の放棄をするに当たって、その議会の議決及び長の執行行為(条例による場合は、その公布)という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議

員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものというべきである。

もつとも、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民の関与する裁判手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられているところ、住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事実ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するのが相当である。そして、

当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。」

② 本件への当てはめ

「(2) 本件議決についてこれを見るに、まず、本件契約締結行為の性質及び内容に関しては、本件土地は、前記2(1)(前記「2 事案の概要」(2) 参照。筆者注記)のとおり、浄水場用地としての条件に適合しており、地権者も1名で交渉が容易であったことから、町においてこれを浄水場用地として取得する必要性が認められ、本件契約締結行為の違法事由は専ら代金額が高額に過ぎた点にあるところ(地方自治法2条14項、地方財政法4条1項)、その当時、本件拡張計画に基づく用地取得の予定時期を数年過ぎてても他に適当な候補地が見当たらない中で、水道事業の管理者としての町長は、用地取得の早急な実現に向けて努力すべき立場にあり、売買契約の代金額が売主との交渉によって決まるものである以上、その交渉の期間や内容等について相応の裁量も有していたものといえる。仮に、代金額に係る交渉を不調として本件

土地の取得を断念するならば、用地取得の予定時期を既に数年過ぎて遅れていた浄水施設の設置など本件拡張計画の実現が更に遅れることになり、町及びその住民全体の利益に反する結果となる状況にあったともいえる。また、本件土地の売主である参加人Bが高額の代金額を要求した根拠は、町が依頼した不動産鑑定士による鑑定結果である本件鑑定であったところ、一般に不動産鑑定の適否の判定は中立的な専門家の関与なしには困難であることに照らせば、仮に町が依頼した他の不動産鑑定士によってより安価な鑑定評価額が出されたとしても、限られた期間内の当事者同士の交渉によって売主から代金額の大幅な引下げという譲歩を確実に引き出すことができたか否かは必ずしも明らかではない。そして、参加人Aと売主との間の交渉について、それが折衝としての実体を有しない態様のものであったことをうかがわせるような交渉の具体的な内容や状況等の事情は原審では明らかにされていない。次に、本件契約締結行為の原因及び経緯に関しては、上記の点のほか、少なくとも、参加人Aにおいて適正価格との差額から不法な利益を得て私利を図る目的があったなどの

事情は証拠上かがわれず、被告人も主張していない。また、本件契約締結行為の影響に関しては、その代金額は、前記2(3)(前記「2 事案の概要」(4)参照。筆者注記)のとおり、町議会の議決を得た3億円という用地購入費の予算の枠を5000万円下回るものであったのであり、本件売買により浄水場用地が確保され、浄水施設の設置など水道事業を拡充する本件拡張計画の早期の実現が図られることよって、町ないし市及びその住民全体に相応の利益が及んでいるものということもでき、参加人Aが本件売買によって不法な利益を得たなどの事情は証拠上かがわれず、被告人も主張していない。以上に鑑みると、本件鑑定金額で売買契約を締結するに至ったことにつき、原審の認定した事情のみから直ちに参加人Aの帰責性が大きいと断ずることはできない。

そして、以上を前提として、本件議決の趣旨及び経緯についてみるに、(略)本件議案の提案理由書には、本件訴訟の第1審における本件土地の適正価格の認定の基礎とされた被告鑑定書の内容を論難する記載がある一方で、当時の町長

であった参加人Aにとって本件土地の取得は緊急を要しており水道の事業計画の推進のために水道事業の管理者として必然的な選択であったこと等が放棄の理由として記載されており、同議案に賛成した議員らの発言の中でも、浄水場の建設は緊急を要しており浄水場用地として本件土地を取得する必要性は高く地元住民の要望も強かったことが重視され、参加人Aが不法な利益を得たわけではないなどの指摘もされていることがわかれるところであり、このような市議会における審議を経た議決の経緯等に照らすと、本件議決について、上記提案理由書の一部に上記のような記載があるからといって直ちに本件訴訟の第1審判決の法的判断を否定する趣旨のものとは断ずることは相当ではない。そして、市の参加人Aに対する損害賠償請求権の放棄又は行使の影響についてみるに、浄水場用地の取得は、町の水道事業に係る公益的な政策目的に沿って町の執行機関である長が本来の責務として行う職務の遂行であるといえ、また、本件売買の代金額は町議会の議決を得た用地購入費の予算の枠を下回るものであったところ、このような職務の遂行の過程における行為に関し、

上記請求権の行使により直ちに1億数千万円の賠償責任の徴求がされた場合、執行機関の個人責任として著しく重い負担を負うことになり、以後、執行機関において、職務の遂行に伴い個人の資力を超える高額な賠償の負担を負う危険を踏まえ、長期的な観点からは一定の政策目的に沿ったこのような職務の遂行に萎縮的な影響を及ぼすなどの状況が生ずるおそれもあり、仮に上記の賠償責任につき一定の酌むべき事情が存するのであれば、その限りにおいて議会の議決を経て全部又は一部の免責がされることは、上記の観点からはそのような状況を回避することに資する面もあるということもできる。以上に鑑みると、本件議決については、本件鑑定評価額に基づき高額に過ぎる代金額で売買契約を締結するに至ったことにつき、参加人Aが、町に多額の損害を与えた一方で、水道事業の管理者として地元住民の要望も強く緊急に必要とされた浄水場用地を取得し、自らが不法な利益を得たわけではない等の指摘がされる中で行われたものであり、参加人Aの賠償責任を不当な目的で免れさせたことをうかがわせるような事情は原審では明らかにされていないといえるので、

原審の認定した事情のみから直ちに本件議決が参加人Aの賠償責任を何ら合理的な理由なく免れさせたものと断ずることはできない。なお、住民訴訟の係属の有無及び経緯に関しては、本件では、前記2(13)及び(14)(前記「4 第2審」(2)、(3)等参照。筆者注記)のとおり、本件訴訟の係属中に、上告人の第1審での敗訴を経て原審の判決言渡期日の直前に本件議案が可決されており、このような現に係属する本件訴訟の経緯を踏まえ、本件議決については、主として住民訴訟制度における当該財務会計行為等の審査を回避して制度の機能を否定する目的でされたなど、住民訴訟制度の趣旨を没却する濫用的なものに当たらないか否かという観点からみることにする。この点に関し、原審は、本件議決がされた時期と原審における住民訴訟の審理の状況との関係等をも理由として、住民訴訟の対象とされている市の損害賠償請求権の放棄を内容とする本件議決は、議会の判断を裁判所の判断に優先させるもので三権分立の趣旨に反するものであるなどとして、これが市議会の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとする旨をいう。しかしながら、本件議決の適法性に関しては、

住民訴訟の経緯や当該議決の趣旨及び経緯を含めた諸般の事情を総合考慮する上記の判断枠組みの下で、裁判所がその審査及び判断を行うのであるから、第1審判決の認容に係る上記請求権の放棄を内容とする本件議決をもって、議会の判断を裁判所の判断に優先させるもので三権分立の趣旨に反するものということはできず、住民訴訟制度の趣旨を没却する濫用的なものに当たるということはできない。」

③結論

「(3)本件において、原審は、前記(1)の諸般の事情の総合考慮による判断枠組みを採ることなく、上記諸般の事情のうち、本件売買の代金額の適正価格等のほか、本件訴訟の経緯や本件議案の提案理由書の記載の一部等といった事情について考慮しただけで、本件議決が市議会の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとしている。しかしながら、原審は、上記のとおり、本件契約締結行為に至る参加人Aの売主との交渉が折衝としての実体を有しない態様のものであったことをうかがわせるような状況の有無など参加人Aの帰責性の程度を判断するに足りる事情を十分に認定、考慮しておらず、

また、本件議決が参加人Aの賠償責任を不当な目的で免れさせるものであったことをうかがわせるような事情の有無についても十分に審理、判断していないなど、本件契約締結行為の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該請求権の放棄又は行使の影響など考慮されるべき事情について基礎となる事実の認定を含めて十分な検討をしていない。そのため、原審の確定した事実関係等からは、直ちに、本件議決が、参加人Aの賠償責任を何ら合理的な理由なく免れさせたものであり、普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であつて、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるということはできず、他方、直ちに本件議決が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たらないということもできない。したがって、上記の考慮されるべき事情について審理を尽くすことなく、原審摘示の事情のみを理由に直ちに本件議決が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たり違法であるとした原審の判断には、審理不尽の結果、法令の解釈適用を誤った違法がある。」

6 本最高裁判決の意義

(1) 本最高裁判決は、前記判示から明らかなどおり、住民訴訟の係属中に、当該住民訴訟の対象となつていて損害賠償請求権の放棄の議決をなし得るか、という点に関して判示されたものである。

(2) 従前の裁判例、例えば①東京高裁平成12年12月26日判決（千葉県安房郡鋸南町事件。判例地方自治220号33頁）、②東京高裁平成16年4月8日判決（新潟県東頸城郡安塚町事件。公刊物未掲載）等は、いずれも、権利放棄議決が有効であるとして、住民請求を棄却しているものであり、本最高裁判決は、原審（東京高裁平成21年12月24日判決）が、三権分立の観点から住民訴訟係属中に権利放棄の議決はできない（正確には、権利放棄の議決は効力を有しないということ）と判示したことから、住民訴訟係属中にそもそも権利放棄の議決ができるか否か、最高裁として判示、判断したものである。

(3) 本最高裁判決の判示から明らかなどおり、最高裁は住民訴訟係属中であつても、権利放棄の議決は可能である旨を判示するとともに、住民訴訟制度と権利放棄の議決とが矛盾するものであるところから、権利

放棄の議決の限界も存在する旨、すなわち「これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて上記の裁量権の逸脱又はその濫用に当たると認められるとき」には違法であり、無効である旨を判示しているのである。

7 おわりに―本判決の射程

(1) 住民訴訟と地方議会との関係については、本最高裁判決の直前に、①最高裁平成24年4月20日判決（民集66巻6号2583頁。神戸市事件）、②最高裁平成24年4月20日判決（裁判集240号185頁。大阪府大東市事件）の判決が出されているのであり、要するに、権利濫用とならない場合には、地方議会の議決は有効である旨を判示しているのである。

(2) 第1審宇都宮地裁平成20年12月24日判決は、参加人A（旧氏家町長）があまりにも拙速に、金2億5000万円という金額で本件土地を買受けたことが問題であるとして、参加人Aに対し、さくら市に対し金1億2192万円の支払いを命ずる旨を判示したものであつて、参加人Aにおいて本件土地を買受けていなければ、住民訴訟とはならなかつた事案であり、極論すれば、

参加人Aとしては、本件土地を買受けていなければよかつた、という事案である。

(3) 住民訴訟は、正に「普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法第242条1項規定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するもの」であるところから「住民参政の一環として」認められた重要な制度であり、地方公共団体職員としては、公金を使う以上、慎重に対処しなければならないものである。

(4) 本最高裁判決は、住民訴訟制度の意義を充分認識した上で、一定の制約はあるものの、地方議会による権利放棄議決も有効にこれをなし得る旨を判示したものと評価できるものである。

(5) ちなみに、本最高裁判決の差戻し審である東京高裁平成25年5月30日判決は、参加人Aの過失はこれを認定し、参加人Aの帰責性の程度について「大きいとまではいえ、相応の程度にとどまっていると評価すべきである。」旨を判示し、参加人Aに対する権利放棄議決が有効であるとして、原告の請求を全面的に棄却していることを付言する次第である。